

10月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和6年10月30日（水）
開催日時	午後1時30分
開催場所	別館3階大会議室
出席委員	教 育 長 江嶋 久典 職務代理者 木下 靖郎 委 員 古田 嘉寿美 委 員 佐々木 美徳 委 員 荒川 富士子
出席参与	教 育 次 長 瀬口 英隆 教育総務課長 伊藤 恭子 淡窓図書館長 川邊 好美
書 記	教育総務課 総務企画係 主幹（総括） 渡辺 寛幸
附 議 議 案	議案第51号 日田市教育委員会会議規則の一部改正について 報告第19号 令和6年9月期寄附採納について 報告第20号 淡窓図書館の休館について

教 育 長	ただいまから１０月定例教育委員会を開催いたします。 初めに、９月定例教育委員会の議事録の確認でございますが、変更はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり） ご了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。 続きまして、教育長の一般報告につきましては、お手元に配布しております資料により報告とさせていただきます。 それでは、早速議事に入りたいと思います。 議案第５１号 日田市教育委員会会議規則の一部改正について説明をお願いいたします。
教 育 総 務 課 長	議案第５１号 日田市教育委員会会議規則の一部改正についてご説明をさせていただきます。 議案集の３ページをお願いいたします。 改正の理由でございますけれども、感染症等への対応及び遠隔地にいる委員の参加を容易にするため、教育委員会会議にオンラインにより参加することができるよう改めるものでございます。 ２の改正の内容についてでございますが、現在は、本規則第４条第１項に「委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない」と定めているため、教育委員会の会議に出席するためには必ず指定の時刻、指定の場所にお集まりいただく必要がございます。 そのため、委員の利便性等を考慮し、Zoomなどによるオンラインで会議の参加が可能となるよう、第４条に第３項を追加いたしまして、教育長が必要と認めるときは、オンラインによる参加ができることを定めるものでございます。 ３に文部科学省の通知の抜粋を示しております。 この通知は、令和２年７月２８日に発出をされておりました、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して、総合教育会議及び教育委員会の会議を開催する場合における文部科学省としての考え方についてまとめたものとして出されております。 ３つ目にありますように、通知自体は新型コロナウイルス感染症への対応として示されたものではありませんけれども、遠隔地にいる構成員の参加が容易になるなどの利点もありますことから、通常時において行うことも考えられると示されております。 本市におきましても、原則的には教育委員会の会議はできる限りご参集いただいた上で開催すべきものと考えておりますけれども

	も、やむを得ない事態や事案が発生した場合に備えて、今回、規則の整備を行うこととしたものでございます。 なお、2つ目にありますように、非公開とすべき議事の情報につきましては、不正アクセス等による漏えいや妨害に対し、適切な対策を講じることが求められております。 この点について、規則の整備に当たり、他市でも同様に教育委員会のオンライン参加を整備している市町村の例を確認しましたところ、非公開とすべき会議についてはオンライン参加を認めないとする市町村もございました。 本市におきましては、市のネットワークのセキュリティなどにつきまして情報担当課にも確認し、問題ないということを確認しているところでございますけれども、今回の規則改正は先ほど申し上げましたように、やむを得ない事案が発生した場合の整備でございますので、規則上はオンライン参加が可能となるよう整備をさせていただき、個別の取扱いにつきましては、必要に応じてご相談を差し上げながら、その都度判断させていただければと考えているところでございます。 施行の時期につきましては、公布の日からとするものでございます。 議案第51号につきましては以上でございます。
教 育 長	ただいま説明のありました議案第51号につきまして、ご質疑等ございませんでしょうか。
佐 々 木 委 員	これは、新しい教育委員が大分から参加されるということも想定していることですね。
教 育 総 務 課 長	今回、市外の方が教育委員になられるということもございますので、それを踏まえて改正を考えさせていただいたところでございます。
木 下 委 員	日田市でオンライン会議を開催する場合は、Zoomのソフトを使った会議になるのでしょうか。
教 育 総 務 課 長	想定しているのはZoomでの会議を考えております。
木 下 委 員	個人のパソコン等で会議に参加すると思うのですが、アプリ等は自分でダウンロードしておく必要があるということですか。

教 育 総 務 課 長	今回の改正は、先ほど申し上げましたようにやむを得ない事態が発生した場合の対応ということでございますので、すぐに皆様にオンラインでの参加をお願いするということは想定しておりません。様子を見ながらこちらからご相談やお話をさせていただければと考えております。
古 田 委 員	私たちも少し体調が悪いとか、そういう時にはオンライン参加も可能ということですか。
教 育 総 務 課 長	改正を行う第３項では、教育長が認めた場合となっております。会議は過半数の出席で成立いたしますので、欠席という扱いも含めて、状況を見ながら対応させていただければと考えております。
教 育 長	その他よろしいでしょうか。 それでは、議案第５１号につきましては原案の通り可決してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） 議案第５１号 日田市教育委員会会議規則の一部改正については、原案の通り可決されました。 次に、報告事項について説明をお願いします。
事 務 局	議案集の４ページをお願いいたします。 報告第１９号 令和６年９月期寄附採納についてでございます。 まず、地区寄附の採納が１団体１件でございます。田中建設株式会社様から南部中学校へ、朝日写真ニュース１年間分、４万円相当のご寄附をいただいております。 同社からは、平成６年から継続してご寄附をいただいております。 次に、一般寄附の採納が１名、１件でございます。大分市の林良彦様から市内小中学校へ、図書「人生があと２００日で終わるとしたら」を３０冊、３万６,３００円相当のご寄附をいただいております。 林様は医師であるとともにがん教育にも携わっておりまして、小中学生に緩和ケアや生きること、死ぬことについて、この本をきっかけにして考えて欲しいという願いからご寄附をいただいております。 ９月期につきましては、以上２件、物品相当額７万６,３００円のご寄附をいただいております。

教 育 長	報告第１９号につきましては以上でございます。
淡 窓 図 書 館 長	続きまして、報告第２０号についてお願いします。 報告第２０号 淡窓図書館の休館についてでございます。 議案集の５ページからで、図書館の蔵書点検に伴い、休館するものでございます。 ６ページをお願いします。 日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則第５条の２第４号において、特別整理日と規定して実施しております。 ５ページにお戻りください。 休館日は、令和６年１１月２６日火曜日から１２月４日水曜日の９日間で、蔵書点検として資料の有無や配架の位置など現物を確認し、蔵書の状況、資料の存否の点検調査を、保管記録と現物資料との突き合わせにより行います。 実施内容は、館内整理と点検作業、不明図書の追跡と書庫への返却、配置替え等の書架整理、開館準備に分け、記載の日程で行います。 近年は２年に１度行っており、毎回、一定数の不明資料が判明しております。 蔵書点検に伴う休館について、広報ひた１１月号及び市の公式ホームページ、プレスリリースにより周知を行います。 淡窓図書館からは以上でございます。
教 育 長	ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。
古 田 委 員	不明が判明した蔵書がだんだん少なくなっていることについて、何か理由があるのですか。
淡 窓 図 書 館 長	不明が減っている理由をはっきりとは分からないのですが、スタッフや職員で、きちんと蔵書の管理ができていないかと判断しております。
教 育 長	これといって理由が特定できないということですが、コロナ禍とか関係あるのかなと思ったりしたのですが。コロナ禍の時期に貸し出しがすごく増えて、返却される本も不明が多くなっているとか、そういうことでもないのですよね。

淡 窓 図 書 館 長	実際は、コロナ禍では休館していたので、貸し出し数は減っています。
教 育 長	そうであれば、よく点検しているということですね。
佐 々 木 委 員	紛失や、壊したり破ったりなどの場合には、賠償責任はあるのですか。
淡 窓 図 書 館 長	賠償責任はございます。基準がありますので、同じものを買って戻していただくとか、同じような分類の本を購入して持ってきていただいたりしています。
木 下 委 員	不明の冊数が毎回あるということですがけれども、2年に1回の点検の時に初めて判明するのか、月々の点検で把握はしていて、実際に公表するのが2年毎ということなののでしょうか。
淡 窓 図 書 館 長	2年に1度の点検で判明いたします。
木 下 委 員	管理システム上の点検や、月次の点検などは実施していないのですか。
淡 窓 図 書 館 長	貸し出した後、返却がない方への督促等是一直しておりますけれども、毎月の点検となるとかなり大変な作業となりますので、毎月の点検は行っていない状況です。
教 育 長	この不明というのは、督促をしている方々で、ずっと返却がないという方々は入っていないということですね。
淡 窓 図 書 館 長	入っておりません。貸し出しではなく、受付を通さずに持ち帰ったりする場合などが考えられます。
佐 々 木 委 員	それは管理システムなどで管理できないのですか。
淡 窓 図 書 館 長	管理システム上は在庫のままになっており、偶然その本を借りたい人がいて、在庫を探してもないという状況などがありますので、点検後はそれを不明本として貸し出しできないようにしておきます。
教 育 長	督促をするけれど、どうしても返ってこないということは、結

淡 窓 図 書 館 長	構あるのでしょうか。
教 育 長	毎月、督促を出しており、長期延滞者になると次の貸し出しができませんので、返却しない場合は貸し出し禁止になるという注意をいたします。 返却されていない本は「不明」にもならないから別に管理をしていて、貸し出しているけれど返却されていない本がどれぐらいあって、返却しない方が誰なのかということは分かっているということですね。 そういう場合は、誰に賠償の責任を負ってもらうのかという基準があるのでしょうか。
淡 窓 図 書 館 長	紛失した場合は、その方の届け出を受け、賠償してもらっています。
教 育 長	１年間でどれぐらい不明の本や返却がない本があるのかなど、整理できたらお願いしておきたいと思います。 他によろしいでしょうか。 それでは、報告につきましては以上となります。 その他についてお願いします。
教 育 総 務 課 長	次回の定例教育委員会の日程についてでございます。 １１月定例教育委員会は、１１月２１日木曜日、１４時３０分から勉強会、１５時３０分から定例教育委員会をお願いしたいと思います。
教 育 長	１１月定例教育委員会の日程は、ただいまの説明の通り、１１月２１日木曜日ということでございますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、そのようにお願いいたします。 その他、何かございませんでしょうか。 その他ご意見がなければ、以上で１０月定例教育委員会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。

終了時刻：午後１時４５分